



2022年4月28日

各 位

会 社 名 北海道電力株式会社
代 表 者 代表取締役社長 藤井 裕
(コード番号 9509)
問 合 せ 先 責 任 者 総務部企業行動室
株式グループリーダー 西澤 香衣
電 話 番 号 011-251-1111 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月28日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、電力システム改革の進展による電力小売事業の競争激化、カーボンニュートラルを視野に入れた脱炭素や技術の進展など、当社グループを取り巻く事業環境の大きな変化に対し、的確かつ迅速な対応が可能なガバナンス体制を構築するため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました(2022年2月25日お知らせ済み)。

移行により、取締役会は重要な業務執行の権限を取締役に委任し、意思決定および業務執行の迅速化とガバナンスの更なる向上を図るとともに、取締役会の中に監査等委員会を設置し、社外取締役の構成比を高めることにより、経営プロセスの透明性と監督機能の向上を図ってまいります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(火) (予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月28日(火) (予定)

※現行定款第15条の削除および変更案第15条の新設については、附則に定める時に効力が生じるものといたします。

4. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役等の異動に関するお知らせ」において別途開示しております。

以 上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第8条 株主は、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め</u>、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主権行使の手続き、株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款の定めによるほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、<u>会長又は社長が</u>、<u>取締役会決議に基づきこれを招集する</u>。</p> <p>2 <u>会長及び社長のいずれにも事故がある</u>ときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第8条 株主は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め</u>、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主権行使の手続き、株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款の定めによるほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、<u>社長が</u><u>取締役会決議に基づきこれを招集する</u>。</p> <p>2 <u>社長に事故がある</u>ときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p>

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、会長又は社長がこれに任ずる。

2 会長及び社長のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示したときは、株主に対して提供したものとする。

(新 設)

(種類株主総会)

第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、会長又は社長が、取締役会決議に基づきこれを招集する。

(取締役の定員)

第19条 本会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(削 除)

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(種類株主総会)

第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、社長が取締役会決議に基づきこれを招集する。

(取締役の定員)

第19条 本会社の取締役は、18名以内とする。

2 前項の取締役のうち、本会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

(取締役の任期)

第21条 取締役 (監査等委員であるものを除

終了する事業年度に関する定時株主総会の
終結の時までとする。

2 増員のため又は任期の満了前に退任した
取締役の補欠として選任された取締役の任
期は、他の在任取締役の任期の満了する時
までとする。

(取締役会の構成及び招集)

第22条 取締役会は、すべての取締役で組織
する。

2 取締役会は、法令に別段の定めがある場
合を除き、社長がこれを招集する。社長
に事故があるときは、あらかじめ取締役会の
決議によって定めた順序により他の取締役
がこれを招集する。

3 取締役会招集の通知は、各取締役及び各
監査役に対して、会日の2日前までに発する
ものとする。ただし、取締役及び監査役の全
員の同意があるときは、招集の手続きを経な
いで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会の議長は、社長がこれに任
ずる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取
締役会の決議によって定めた順序により他
の取締役がこれに当たる。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、法令又は定款に定める
事項のほか、本会社の重要な業務執行を決
定する。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領
及びその結果並びにその他法令に定める事

く。)の任期は、選任後1年以内に終了す
る事業年度に関する定時株主総会の終結の
時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任
後2年以内に終了する事業年度のうち最終
のものに関する定時株主総会の終結の時ま
でとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員であ
る取締役の補欠として選任された監査等委
員である取締役の任期は、退任した監査等
委員である取締役の任期の満了する時まで
とする。

(取締役会の構成及び招集)

第22条 (現行どおり)

2 取締役会は、法令に別段の定めがある場
合を除き、会長がこれを招集する。会長
に事故があるときは、あらかじめ取締役会の
決議によって定めた順序により他の取締役
がこれを招集する。

3 取締役会招集の通知は、各取締役に対し
て、会日の2日前までに発するものとし
る。ただし、取締役の全員の同意があるとき
は、招集の手続きを経ないで取締役会を
開催することができる。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会の議長は、会長がこれに任
ずる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ取
締役会の決議によって定めた順序により他
の取締役がこれに当たる。

(取締役会の権限及び重要な業務執行の決定
の委任)

第24条 (現行どおり)

2 本会社は、会社法第399条の13第6項の規
定により、取締役会の決議によって、重要
な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項
を除く。)の決定の全部又は一部を取締役
に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領
及びその結果並びにその他法令に定める事

項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって、社長1名を選定し、なお副社長及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。

3 取締役会は、その決議によって、前項のほか、本会社を代表する取締役を定めることができる。

(役付取締役の業務執行)

第28条 社長は、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を統括する。

2 副社長及び常務取締役は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。

3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

(会長)

第29条 取締役会は、その決議によって会長1名を選定することができる。

2 会長は本会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を総理する。

3 会長を選定した場合には、社長は会長を補佐し、本会社の業務執行を統括する。この場合には、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(取締役の責任免除)

第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ

項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって、役付取締役として会長1名を選定することができる。

2 会長は、本会社を代表する。

3 取締役会は、その決議によって、前項のほか、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、本会社を代表する取締役を定めることができる。

(削 除)

(削 除)

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

<p>く責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の定員)</u></p> <p>第31条 <u>本会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半</u></p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の構成及び招集)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して、会日の2日前までに発するものとする。ただし、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p><u>数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の構成及び招集)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</u></p> <p><u>2 監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の2日前までに発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役及び常任監査役)</u></p> <p><u>第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>2 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第38条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結す</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	--

ることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第6章 会計監査人

第39条 } (条文省略)
第40条 }

第7章 計 算

第41条 } (条文省略)
)
第44条 }

(新 設)

第6章 執行役員

(執行役員の選任及び役付執行役員)

第33条 本会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、本会社の業務を分担して執行させる。

2 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長を選定し、また、副社長、常務その他の役付執行役員を選定することができる。

3 社長は、取締役を兼ねる場合には代表取締役を兼務し、会長とともに本会社を代表する。

(社長の職務)

第34条 社長は、取締役会の決議に従い、本会社の業務執行を統括する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の役付執行役員がその職務を代行する。

第7章 会計監査人

第35条 } (現行どおり)
第36条 }

第8章 計 算

第37条 } (現行どおり)
)
第40条 }

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第98回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以上